

# 令和7年 第2回自治推進委員会会議次第

日 時：令和7年11月26日（水）

午後3時45分から

場 所：東御市中央公民館3階講堂

## 1 開 会

## 2 市長あいさつ

## 3 会議事項

### （1）令和8年の当面の日程

ア 令和8年消防出初式の挙行について (消防課)

期 日 令和8年1月11日（日）

時間／場所

午後0時50分 幼年消防クラブ行進 田中商店街  
(行進終了後)

新春演奏＜消防団ラッパ隊、消防団音楽隊＞  
田中商店街

午後1時30分 分列行進 田中商店街

午後2時30分 式 典 東御市文化会館

その他 ・新区長の出席をお願いします。（12月中に現区長さんあて通知文を送付いたしますので、新区長さんへ引継ぎください。）

イ 令和8年新区長会・自治推進委員会の開催について (地域づくり支援課)

期 日 令和8年1月14日（水）

時 間 午後1時30分から午後4時30分まで

場 所 東御市中央公民館3階 講堂

ウ 令和8年自治推進委員会視察研修について

(地域づくり支援課)

期 日 令和8年2月18日（水）～19日（木）

場 所 東京都大田区ほか

詳細については、令和8年1月上旬に新区長へ案内通知を送付します。

## （2）提出等をお願いするもの

※別紙「提出書類等一覧表」に添付されている書類をご確認ください。

ア 令和8年区役員等の名簿の提出について

(地域づくり支援課) 1 ページ

　　a 消防防災班の編成と年間活動計画書等の提出について

(総務課) 4 ページ

　　イ 災害時の連絡手段の整備について

(総務課) 8 ページ

　　ウ 花苗の配布について

(地域づくり支援課) 9 ページ

　　エ 健康づくり推進員の選出について

(健康推進課) 10 ページ

　　オ 福祉運営委員の選出について

(社会福祉協議会) 11 ページ

## （3）連絡事項

ア 役員交代に伴う市報等配布の対応等について

(企画振興課) 12 ページ

イ 当日投票所の終了時間の繰上げについて

(選挙管理委員会) 13 ページ

ウ 市道の除雪作業等について

(建設課) 14 ページ

エ 地域役員選出における男女共同参画の推進について

(人権同和政策課) 18 ページ

オ 令和7年度区長期事業計画の内示状況について

(地域づくり支援課) 19 ページ

カ 市から区等へ依頼している各種業務の負担軽減について

(地域づくり支援課) 20 ページ

キ 区等運営交付金の支払いについて

(地域づくり支援課) 別紙

ク 自治推進委員謝礼の支払いについて

(地域づくり支援課) 別紙

## （4）質疑・応答

## 4 その他

## 5 閉会

## 令和8年区役員等の名簿の提出について

### 1 名簿の提出について

令和8年区の新役員及び市等に推薦等していただく各委員等につきまして、別紙「令和8年区役員等名簿」を提出いただきますようお願いします。

### 2 提出期限

**令和8年1月6日（火）**

なお、期限までにすべての人選ができる区につきましては、お手数ですが、その旨をご連絡お願いします。

### 3 提出先 地域づくり支援課

電子メール：[chiiki@city.tomi.nagano.jp](mailto:chiiki@city.tomi.nagano.jp)

または

FAX：64-5610

※担当する地域づくりサポーター（市職員）または各地区公民館に提出していただいて構いません。

### 4 提出していただく名簿

- (1) 区の新役員（区長・副区長・会計・分館長）
- (2) 市等に推薦等していただく各委員等
  - a 消防防災班
- (3) 広報等配布担当者（支区長等）
- (4) 役員の男女数
- (5) 委員等（防犯指導員・区環境推進委員長）
- (6) 農事部長 ※北御牧地区のみ

### 5 その他

- (1) 様式について

別紙「提出書類等一覧表」の様式により提出をお願いします。

なお、市ホームページ内「生活ガイド」⇒「コミュニティ」⇒「協働のまちづくり」⇒「区・自治区」⇒「区・自治区関係様式、補助金制度」よりダウンロードできます。

- (2) 役員の選出について

区役員の改選の際には、男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由として役員を固定的に分けることのないようご配慮をお願いいたします。

### 6 問い合わせ

地域づくり支援課（中央公民館2階） 電話：75-5506

## 市から選出をお願いする各種委員の一覧

委員等の 名称 (人数)	区 域	役割 活動内容	任期	報 酬 等	担当係 電話番号
自治推進委員 (1名(区長))	区	■地域と市の協働のまちづくりを推進するための、市と住民の連絡及び協調、市が依頼する業務の連絡調整などを行う。 ・区の長期事業計画の取りまとめと提出 ・各種委員の推薦、・各種会議への出席 ・花苗の取りまとめ、・区境調整や工事等現場立ち合い、連絡調整他	1月1日 ～12月31日(1年間)	あり	地域コミュニティ推進係 75-5506
防犯指導員 (1名)	区	■区域内の住民と連携を密にし、かつ市担当者、警察等関係機関と連携しながら次の活動を行い、地域住民の身近なところで発生する犯罪や事故の未然防止に努める。 ・防犯パトロール・防犯診断等の街頭活動 ・地域住民の防犯に関する相談活動 他	4月1日 ～3月31日(1年間)	なし	生活環境係 64-5896
分館長 (1名)	区	■各分館独自の事業運営や市で開催する研修会等の参加や連絡調整などを行う。 ・文化活動、スポーツ大会、学習会等の開催 ・分館報の発行	4月1日 ～3月31日(1年間)	あり	地域コミュニティ推進係 75-5506
区環境推進委員長 (1名)	区	■ごみ・資源物が適切に排出され、円滑に収集運搬されるよう、次のような各種活動を行っていただきます。 ・ごみステーション・ストックヤードの維持管理等 ・違反ごみがあった場合などの対応	1月1日 ～12月31日(1年間)	なし	クリーンリサイクル係 63-6814
農事部長 (北御牧地区のみ)	区	■米の生産調整の推進や、農地の作付け状況を把握するため、次のような各種活動を行っていただきます。 ・営農計画書等の配布及び回収 ・転作作物等の現地確認用立札の配布	1月1日 ～12月31日(1年間)	あり	東御市農業再生協議会 (農政係) 64-0535
消防防災班 ※定数はP5 算出表参照	区	■消防防災班を編成し、年間活動計画に基づく防災活動の取り組み及び災害時には状況に応じ自主的な活動にも取り組む。 ・市防災訓練への参加、各種訓練の実施 ・自主防災組織補助金交付申請(令和8年度から「消防防災班交付金」に名称が変わります)、実績報告書提出に係る事務 ・自主防災組織【各区消防防災班】活動マニュアルに基づく活動の取り組み ほか	1月1日 ～12月31日(1年間)	なし	防災係 62-1111 内線 1196

提出期限：令和8年1月6日(火) E-mail : chiiki@city.tomi.nagano.jp FAX : 64-5610

THE JOURNAL OF CLIMATE

区名 〇〇区

区長		副区長		会計	
氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号
ふりがな どうみ たろう	自宅 62-1111 FAX 64-5610 携帯 090-△△△	ふりがな たなか ○○ 田中 ○○	自宅 63-△△△ 携帯 090-△△△	ふりがな ながの ○○ 長野 ○○	自宅 62-○○○ 携帯 090-○○○
東御 太郎	業者等へ提供する連絡先 自宅 携帯	住 所	工事、農地転用等の関係で、業者に地域 づくり支援課が区長の連絡先を伝える場 合があります。	ふりがな うえだ ○○ 上田 ○○	自宅 62-○○○ 携帯 090-○○○
				ふりがな うえだ ○○ 上田 ○○	自宅 62-○○○ 携帯 090-○○○
				ふりがな うえだ ○○ 上田 ○○	自宅 62-○○○ 携帯 090-○○○
東御市 県281-2		滋野○○-△		東御市 上田○○-△	

本報等配布相當者(支區署等)

分館

111

支区名	氏名	住所	電話番号	氏名	電話番号
第1支区	東御 四郎	県□□	63-□□□	ふりがな 二三郎 ○○	自宅 62-○○○
第2支区	東御 五郎	県○○	64-○○○	小諸 ○○	携帯 090-○○○
第3支区	東御 六郎	県△△	71-△△△	東御市 小諸○○-△	

氏名	電話番号
ふりがな きたみまき ○○ 北御牧 ○○	自宅 63-△△△△ 携帯 080-△△△△
役員の男女数(人)	
東御市 八重原〇〇-△	男性数 ※区長、副区長、会計、分 館長を除く 女性数
	10 10
区協議員(評議員)	5 2

(注)区協議員(評議員)欄は「区の意思決定をする会議  
に出席する役員の内、区三役・分館長以外の人数

支区がある場合は記入してください。

北御牧地区のみご記入ください。

消防防災班(標準数)により選出)					
番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
班長	(区長)	6		13	
副班長	(副区長)	7		14	
1	丸子 ○○	8		15	
2	長和 □□	9		16	
3	東御 △△	10		17	
4	立科 □□	11		18	
5	上田 ○○	12		19	

記入欄が足りない場合は別紙等で提出をお願いします。

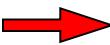
## (2)-ア-a

### 消防防災班の編成と年間活動計画書等の提出について

#### 1 令和7年 補助事業等実績報告書及び消防防災班実績報告書の提出

- ①(封筒内別紙) 『補助事業等実績報告書』 ⇒ 内容確認後、修正等なければ押印せず提出する。  
②(封筒内別紙) 『消防防災班実績報告書』 ⇒ 消防防災班活動の実績を記入し提出する。

##### ☆支出の記入時の留意事項



<記入していただく例>

##### 収 入

科 目	金 額	備 考
交付金	9,700 円	東御市より
区負担金	0 円	
合 計	9,700 円	

##### 収 入

科 目	金 額	備 考
交付金	9,700 円	東御市より
区負担金	10,890 円	区より負担
合 計	20,590 円	

##### 支 出

科 目	金 額	備 考
事業費	9,700 円	防災訓練費
合 計	9,700 円	

##### 支 出

科 目	金 額	備 考
事業費(防災訓練)	6,400 円	○○消耗品
事業費(防災訓練)	3,300 円	土のう 30 袋
事業費(備蓄品購入)	10,890 円	△△備品購入
合 計	20,590 円	

市からの交付金の額と支出の事業費  
が同じで詳細が分からず

事業費を詳細に記入し、支出金額を出してから  
交付金を引いた額を区負担金へ記入する

#### 2 令和8年 消防防災班の編成

消防防災班の編成は、各区の標準数（次ページの「各区人口による消防防災班標準数算出表（R8年用）」参照）に基づき、区役員等の名簿に班員名簿を記入し、提出してください。

消防防災班人員は交付金の算定に関係しますので、正確に記入してください。

#### 3 令和8年 消防防災班年間活動計画書の提出

7ページ記載例を参考に（封筒内別紙）「消防防災班年間活動計画書」（令和8年1月～12月までの計画）を提出してください。

#### 4 提出場所・提出期限

①「総務課 防災係」（東御消防署内）

・消防防災班実績報告書

⇒ 提出期限 令和7年12月12日（金）

・令和8年 消防防災班年間活動計画書

⇒ 提出期限 令和8年 1月16日（金）

※【注意】区の控え用のコピーを必ず取り、原本を市へ提出してください。

②「地域づくり支援課」（中央公民館）

・消防防災班名簿

#### 5 問い合わせ

総務課防災係（東御消防署内） 電話：62-1111 内線1196

## 各区人口による消防防災班標準数算出表(R8年用)

地区	区名	人口	基準数	計算後	定数(標準数)
田中8	加沢	1,764	77	23	23
	常田	2,149	77	28	28
	田中	1,534	77	20	20
	県	1,162	77	15	15
	本海野	1,290	77	17	17
	西海野	473	77	6	6
	白鳥台	249	77	3	5
	城ノ前	318	77	4	5
滋野10	赤岩	291	77	4	5
	片羽	770	77	10	10
	桜井	772	77	10	10
	大石	892	77	12	12
	中屋敷	430	77	6	6
	別府	231	77	3	5
	原口	477	77	6	6
	聖	67	77	1	5
	乙女平	765	77	10	10
	王子平	182	77	2	5
祢津14	新張	888	77	12	12
	出場	327	77	4	5
	金井	696	77	9	9
	新屋	524	77	7	7
	東町	661	77	9	9
	西宮	487	77	6	6
	姫子沢	96	77	1	5
	湯の丸	10	77	0	5
	滝の沢	49	77	1	5
	鞍掛自治区	54	77	1	5
	祢津南	201	77	3	5
	伊勢原	471	77	6	6
	奈良原	141	77	2	5
	リードリーくらかけ	101	77	1	5
和14	東上田	1,186	77	15	15
	田沢	522	77	7	7
	大川	398	77	5	5
	栗林	497	77	6	6
	海善寺	441	77	6	6
	曾根	730	77	9	9
	東深井	314	77	4	5
	西深井	139	77	2	5
	西入	70	77	1	5
	東入	32	77	0	5
	日向が丘	548	77	7	7
	海善寺北	554	77	7	7
	寺坂	312	77	4	5
	睦	131	77	2	5

地区	区名	人口	基準数	計算後	定数(標準数)
北御牧21	上八重原	401	77	5	5
	田楽平	74	77	1	5
	中八重原	244	77	3	5
	芸術むら	212	77	3	5
	白樺	168	77	2	5
	下八重原	683	77	9	9
	切久保	171	77	2	5
	八反田	142	77	2	5
	本下之城	125	77	2	5
	田之尻	92	77	1	5
	畔田	130	77	2	5
	宮	164	77	2	5
	御牧原南部	290	77	4	5
	御牧原北部	366	77	5	5
	布下	240	77	3	5
	常満	114	77	1	5
	島川原	222	77	3	5
	大日向	166	77	2	5
	光ヶ丘	54	77	1	5
	羽毛山	294	77	4	5
	牧ヶ原	47	77	1	5

67 合計 28,795 374 483

※標準数は地区の人口(人)÷基準数(人)

により算出(小数点以下四捨五入)

※基準数については、長野県の人口÷消防署員で算出した数値人口約774人に対して署員1名を参考にし、地区においてはその10分の1の77人に1名の消防防災班員を置くことを基準としました。

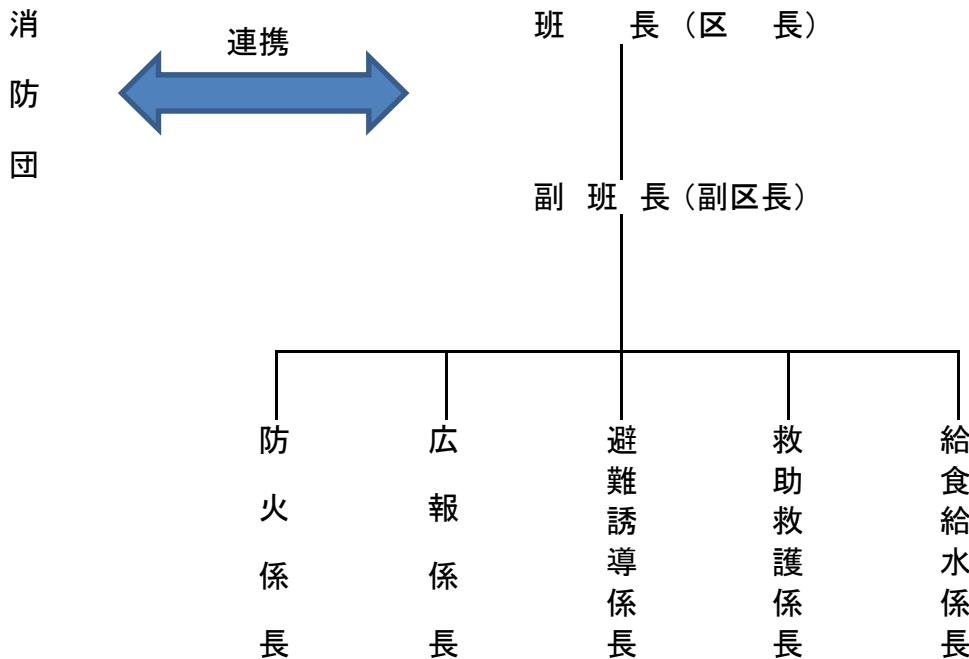
また、各班の最低標準数は5人とします。

(防火・広報・避難誘導・救助救護・給食給水の5つの係により活動するため。なお、5人の地区は各係を兼務または、班長・副班長が係を兼務します。)

※令和7年10月1日時点の最新情報から算出しています。

※外国人含む。

# 消防防災班組織(例)



## 職務分担 (災害時)

- ア 班長 … 班を総括し、災害時における防災活動の指揮命令及び他地区からの応援出動の依頼を行う。
- イ 副班長 … 班長を補佐し、班長が不在の時はその職務を代行する。
- ウ 係の分担
  - (ア) 防火係 … 周辺住民の協力を求めて初期消火を行い、火災の拡大(各係調整)を防ぎます。
  - (イ) 広報係 … 市や消防機関からの情報を伝え地域の被害状況や避難状況を市へ報告します。
  - (ウ) 避難誘導係 … 組織として安全な行動がとれるよう、避難場所まで住民を誘導します。
  - (エ) 救助救護係 … 資機材を用いて救出作業を行うとともに、負傷者の応急手当を行い、医療施設や救護所に搬送します。
  - (オ) 給食給水係 … 炊き出し、飲料水を確保するほか食料品や救護物資の受け入れ、配給を行います。

- ※ 上記の係編成は一例です。全体調整する係の配置や職務内容等、各区の実情により係編成の検討をお願いします。
- ※ 消防団員は、災害時には消防団長等の命令により活動します。現職消防団員が係員に就任することは、ご遠慮願います。
- ※ 消防防災班を編成する際には、消防団員経験者などの防災活動の経験豊富な人を選ぶことも検討願います。
- ※ その他、消防防災班の役割などについては、「自主防災組織【各区消防防災班】活動マニュアル」を参照してください。

## 消防防災班年間活動計画書

○ ○ 区

月	活動 内 容	備 考
通年	災害時における防災活動	
3	春の火災予防週間(広報)	
3	消火栓・器具箱の点検	春の火災予防週間
8	東御市防災訓練打合せ会議	
8	東御市防災訓練参加	
11	秋の火災予防週間(広報)	
11	消火栓・器具箱の点検	秋の火災予防週間
12	年末警戒(区内巡視)	
通年	役員会(訓練打合せ等)	
通年	消火栓・防火水槽付近草刈	地区的清掃日に実施

## (2)-イ

### 災害時の連絡手段の整備について

#### 1 行政連絡手段について

市では、消防防災班長への緊急時等における行政情報等を迅速かつ確実に伝達するための連絡手段として、消防防災班長等のスマートフォンまたは携帯電話のEメールアドレスを登録いただいております。このアドレスは、災害時または防災訓練における連絡手段として活用します。

#### 2 新区長への引継ぎ事項について

新区長へ封筒内にある「別紙依頼文」をお渡しいただき、消防防災班長からすぐにEメールで下記宛送信していただくよう、引継ぎをお願いいたします。

また、スマートフォンまたは携帯電話のEメールアドレスをお持ちでない消防防災班長は、副区長や会計のEメールアドレスでの登録をお願いしています。

なお、緊急時に外出等により情報のやり取りができる想定しておりますので、ご自宅にあるパソコンのメールアドレスを報告することではないことをお伝えください。

#### 3 送信先

スマートフォンまたは携帯電話のEメールの題名は「〇〇区報告」、内容に①「区名」と②「役職・氏名」を入力し、下記送信先へ送信するようお伝えください。

メール送信先　:　saitai@city.tomi.nagano.jp

#### 4 問い合わせ

総務課防災係（東御消防署内）　電話：62-1111　内線1196

## (2)-ウ

### 花苗の配布について

市民と行政の協働によるまちづくりの一環、また区民交流の機会として、花苗の配布を行っています。

#### 1 花苗について

配布時期：令和8年5月中

配布場所：各区公民館

花苗種類：サルビア、マリーゴールド、ニチニチソウ

その他：配布日時、場所の指定はご遠慮ください。この事業は種から配達まで一括して業者委託しており、配達日に合わせて生育を管理しています。

#### 2 生ごみリサイクルたい肥について

配布時期：令和8年4月22日（水）（予定）

配布場所：生ごみリサイクル施設エコクリーンとうみ（田中415-1）

配布上限：各区4袋まで（1袋20kg）

その他：「成分比」チッソ：2.9% リン：3.9% カリウム：0.3%  
今回申し込みいただいた数量で、たい肥を用意します。

#### 3 申込期限

令和7年12月25日（木）

#### 4 提出方法

「花苗等申込書」を地域づくり支援課（中央公民館）へ提出してください。（FAX、メール可）電子データが必要な場合は下記までご連絡ください。

#### 5 その他

- ・花苗、たい肥ともに発注を強制するものではありません。区の負担軽減を踏まえ、区内で来年度実施の可否をご検討ください。希望する区のみ申し込みをお願いします。
- ・配布できる花苗の数量には限りがあり、申込み通りにはならない場合があります。
- ・農林課で実施している緑化木配布事業とは異なります。
- ・申し込みした内容は新区長へ引継ぎをお願いします。

#### 6 問い合わせ

地域づくり支援課（中央公民館2階） 電話：75-5506

## (2)-工

### 健康づくり推進員の選出について

#### 1 健康づくり推進員の役割及び活動内容

「自らの健康は自らつくる」意識の醸成と、区内及び地区内における健康増進の推進役として次の活動を担っていただきます。

##### (1) 健康づくりについての学習

- ・全体研修会（年2回）、市外研修等への参加
- ・地域づくり協議会との共催による研修会等の企画及び参加

##### (2) 学習内容を家族や区内及び地域内に広める活動

- ・健康づくり推進員の活動内容の紹介や地域で開催する教室等のご案内
- ・各区における健康教室や学習会の開催
- ・特定健診やがん検診の受診勧奨の声かけ

##### (3) 市の保健事業への協力

- ・結核検診（胸部レントゲン）受付補助等

#### 2 選出人数 1名

※「東御市健康づくり推進員」に選任させていただきます。

#### 3 任期および期間

##### (1) 任期：1年間

##### (2) 選任期間：4月1日～翌年3月31日

#### 4 推進員の届出

発足式を4月に実施するため、選出された健康づくり推進員を別紙「届出書」によりご連絡願います。届出書は、1月9日(金)までに健康推進課へご提出ください。

#### 5 その他

##### (1) 健康づくり推進員の選出が困難な場合は、健康推進課までご一報をお願いします。

##### (2) 健康づくり推進員のほかにも区の推進員が必要な場合は、後日健康づくり推進員より名簿を提出いただく予定です。

##### (3) 新旧推進員の引継ぎについてもご配慮願います。

##### (4) 推進員選出にあたっては、男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由として役員を固定的に分けることのないようご配慮をお願いいたします。

\*参考：令和7年度 地区別健康づくり推進員の男女比率の状況

	田中	滋野	祢津	和	北御牧	合計
男性	12.5%	30.0%	23.1%	28.6%	19.0%	22.7%
女性	87.5%	70.0%	76.9%	71.4%	81.0%	77.3%

#### 6 問い合わせ・提出先

健康推進課健康増進係 電話：0268-64-8883 FAX：0268-64-8880

電子メール:kenko-suishin@city.tomi.nagano.jp

## (2)-オ

### 福祉運営委員の選出について

#### 1 福祉運営委員の役割

東御市社会福祉協議会では、支部（区）の福祉活動を推進するために支部長（区長）を通じて選出をお願いしています。

福祉運営委員の役割として、支部（区）の福祉について話し合ったり、いきいきサロン等の支え合い、助け合いの福祉活動の企画や運営をしていただきます。

活動費として社会福祉協議会から支部（区）福祉活動費の助成や、地域福祉活動応援メニューによる助成、区費等が活用できます。

#### 2 選出基準

福祉運営委員の選出については、次の基準を参考にしてください。

- (1) 支部（区）の福祉活動が円滑に推進されるように支部（区）の実情に合わせて選出をお願いします。
- (2) 出来るだけ任期は2年として、半数交代となるようにお願いします。
- (3) 地域の福祉相談に応じ、地域福祉を推進している民生児童委員を福祉運営委員に選出いただきたく、ご配慮をお願いします。
- (4) 福祉運営委員長は出来るだけ区の役職と兼務をさけて選出いただくようお願いします。
- (5) **男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由とした選出のないようにご配慮をお願いいたします。**

#### 3 提出書類

別紙「令和8年福祉運営委員会名簿（提出用）」を返信用封筒又は、FAX、メールにて提出してください。

※提出様式のデータは、東御市社会福祉協議会のホームページに掲載します。

FAX：0268-64-5695 Eメール：info@tomisyakyo.or.jp

#### 4 その他

福祉運営委員会については、区の福祉活動を担う中核的な組織のため、必要に応じて行政へ情報提供を行いますのでご了承ください。

#### 5 問い合わせ・提出先

社会福祉法人 東御市社会福祉協議会 地域福祉係 電話：62-4455  
(総合福祉センター1階)

### (3)-ア

#### 役員交代に伴う市報等配布の対応等について

##### 1 年末の市報等配布予定について

年末における市報等の配布を令和7年12月19日（金）に予定しています。

今回までは、現役員の配布担当の方へお届けします。

##### 2 役員交代に伴う市報等配布の対応について

新年最初の市報等配布予定日は、令和8年1月30日（金）です。

ご依頼している「令和8年区役員等名簿」が提出〆切日までに届かない場合、市報等が現役員の方に配布されてしましますので、ご注意ください。

##### 3 市報等受領専用箱の引継ぎについて

現在、希望する方には「市報等受領専用箱」を配布し、玄関先へ設置してご利用いただいています。

役員を交代する場合は、後任の配布担当の方へ「市報等受領専用箱」の引継ぎをお願いします。

なお、後任の方が必要としない場合や、引継ぎする箱がなく、後任の方が「市報等受領専用箱」の設置を希望する場合は、下記までご連絡をお願いします。

##### 市報等受領専用箱

(1) 材質等 プラスチック（ポリプロピレン）製 折り畳みコンテナ（ふた一体型）

(2) 外寸 縦38cm×横30.5cm×高さ34cm（折り畳み時高さ8.3cm）

(3) 外観イメージ



※実物には「市報とうみ等受領専用」などの表示があります。

##### 4 回覧板について

回覧板の破損等による交換につきましても、下記までご連絡下さい。

##### 5 問い合わせ

企画振興課 移住定住・シティプロモーション係 電話：64-5893

### (3)-イ

#### 当日投票所の終了時間の繰上げについて

今後実施の選挙から、現在繰り上げている3カ所（湯の丸・奈良原、姫子沢・東上田（姫子沢）、西入・東入）を除き、当日投票所の24か所について投票終了時間を1時間繰上げ、次のとおりとします。

変更前 午後8時まで ⇒ 変更後 午後7時まで

※期日前投票所における投票時間は変わりません。

※現在、午後6時に繰上げている3か所の投票所の投票時間も変更ありません。

#### 変更理由

- (1) 当日投票所において、長時間にわたる投票管理者・投票立会人の従事時間を減少し、負担軽減を図るため。
- (2) 期日前投票が定着し、その割合も50%前後となってきており、当日投票者数が減少していることと直近選挙における午後7時以降の投票者実績も少ないため。
- (3) 令和7年7月参院選時に、午後7時以降に投票へ来た方のアンケートの結果により、投票終了時刻を早めても期日前投票又は時間内に投票へ行くとの回答割合が高く、有権者の投票行動に影響がないと考えられるため。

#### 問い合わせ

東御市選挙管理委員会事務局（庁舎本館2階・総務課内）電話：64-5809

### (3)-ウ

#### 市道の除雪作業等について

##### 1 除雪について

###### (1) 市が行う除雪

概ね積雪8cm以上で対応し、通勤、通学、バス運行の時間帯までにできる限り作業を完了し、道路利用者の交通確保に努めます。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施

###### (2) 区が行う除雪

概ね積雪10cm以上で対応し、区が選定した生活に密着した集落内道路の安全を確保するものです。

集落内道路 → 区が契約した業者（個人を含む）等により実施

「東御市生活道路除雪事業補助金」について

区と業者は除雪路線の委託契約を結び、市は除雪費用に対し補助を行います。要綱に基づき事前の届出が必要ですので、新たに取り組まれる区は建設課管理係へご相談ください。

補助額 = 区が除雪作業に要した委託費用（実績額）の1/2

提出書類（実績報告書、請求書）の様式、記入例を2～3月頃に送付いたしますので、令和7年度実績の整理をお願いします。補助金の支払いは令和8年5月頃を予定しています。

###### (3) 県と市の相互除雪について

平成26年2月の大雪を踏まえ、県道や市道など従来の管理区分を超える「緊急時ににおける相互除雪」を行います。県が市道を、市が県道を除雪するといった連携が可能となり、より迅速に通行を確保します。

##### 2 融雪剤散布について

###### (1) 市が行う融雪剤散布

気象状況、路面状況等から、路面凍結の発生が予想される場合に対応し、道路利用者の交通確保に努めます。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施

###### (2) 区が行う融雪剤散布

集落内道路（凍りやすい箇所） → 区が実施

1回あたり5袋（1袋25kg）を限度として融雪剤を配布します。なお、気象条件などにより、配布袋数やその頻度を調整させていただくことがあります。

## ●融雪剤配布手順

配布場所： 東御市役所別館及び北御牧庁舎

連絡先： 建設課管理係 電話： 64-5892

北御牧庁舎 電話： 67-1010

- ・自治推進委員(区長)は、ご希望する配布場所の連絡先へ必要数と希望日時を連絡し、直接取りにお越しください。当日は職員がご案内しますので窓口でお声掛けください。取りに来て頂く方は自治推進委員(区長)でなくても構いません。
- ・休日の配布は東御市役所本館宿直窓口で対応します。ご一報の上、市役所西口へお越しください。(電話： 62-1111)

## 3 砂ポストの活用について

道路勾配が急で凍結の恐れがある箇所には、市道脇に「砂ポスト」が各所設置してありますのでご活用ください。

## 4 小型除雪機・除雪板等の購入補助制度について

市では、区の小型除雪機等の購入に対し補助制度を設けています。

(「東御市小型除雪機等購入補助金交付要綱」参照)

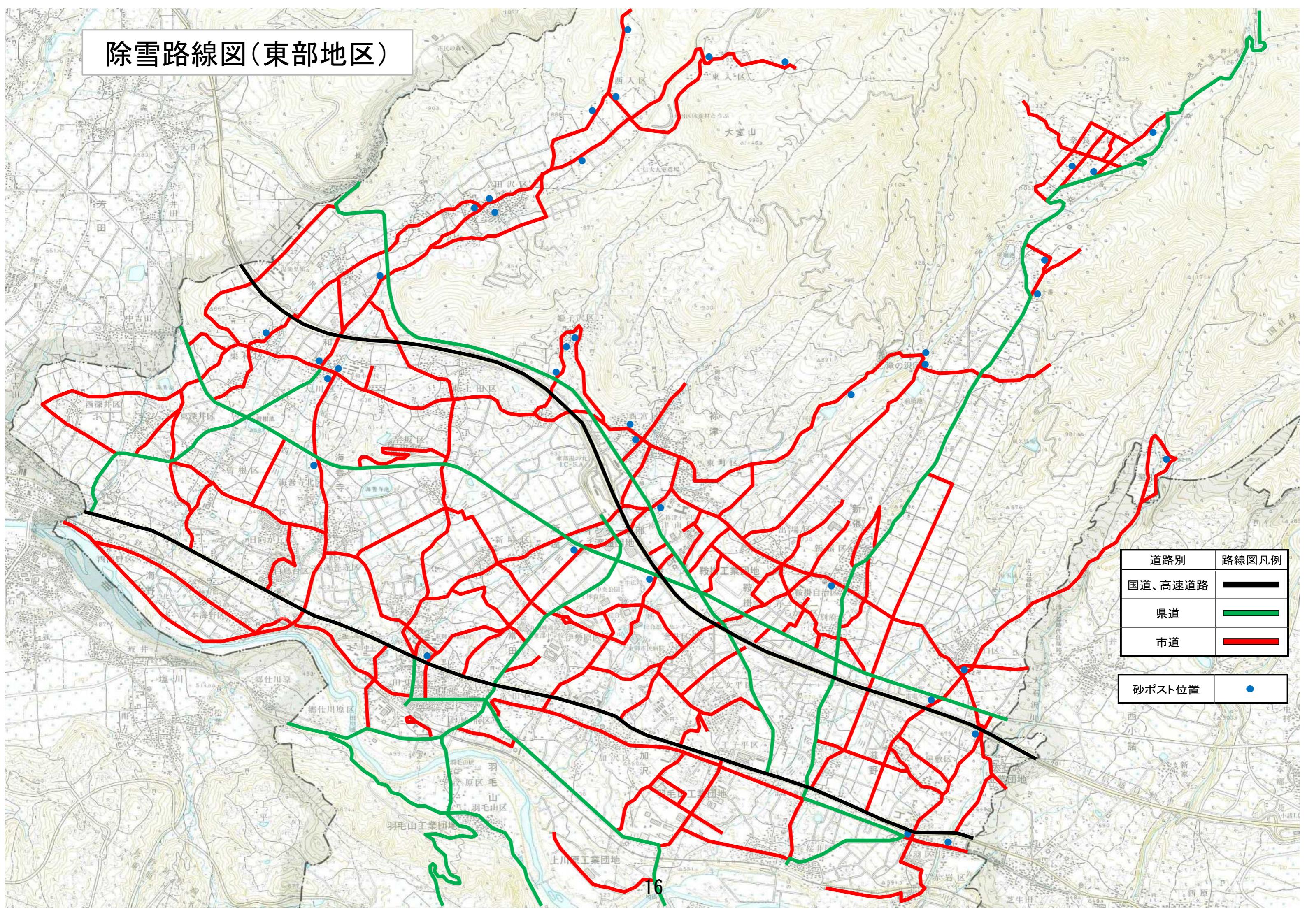
希望のある区は早めに連絡をお願いします。

- (1) 小型除雪機の購入補助 → 購入費の1/2 (限度額 15万円)  
(自走式のロータリー等)
- (2) 除雪板等の購入補助 → 購入費の1/2 (限度額 15万円)  
(トラクター、軽トラック前面に装着する除雪板等)
- (3) 小型除雪機等の修繕補助 → 修繕費の1/2 (限度額 5万円)

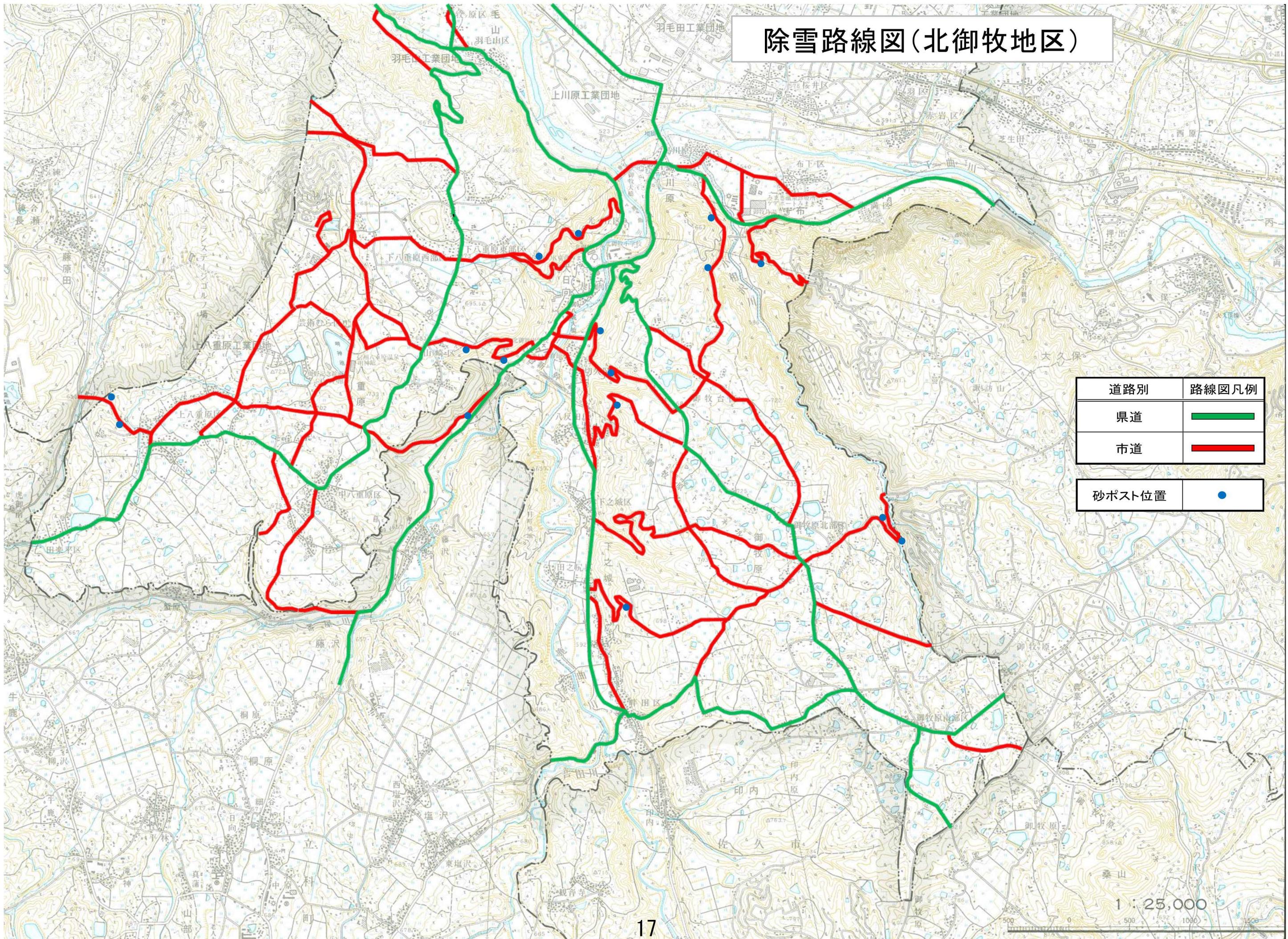
## 5 問い合わせ

建設課管理係 電話： 64-5892

## 除雪路線図(東部地区)



## 除雪路線図(北御牧地区)



## 地域役員選出における男女共同参画の推進について

市では、社会のあらゆる場における方針の立案や決定に、男女が共同して参画する機会が確保されるよう、男女共同参画推進条例及び同基本計画を策定し、施策を展開する中で推進を図っているところです。

基本計画では目標値を定め推進にあたっており、地域役員の選出については、区三役、協議委員、公民館長の女性割合を20%にすることを目標としておりますが、下記状況のとおり達成できていない状況です。

また、地域における委員会等の男女構成比率においては、組織によって大きくばらつきも生じています。

これらを鑑み、地域役員選出の際には、男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由として役員を固定的に分けることのないよう、ご配慮をお願いいたします。

### 1 第2次東御市男女共同参画推進基本計画の評価指標

評価指標	内 容	計画策定時 (R3)	現状 (R7)	目標値 (R8)
地域役員への女性の参画促進	区三役、協議委員、公民館長の女性の割合	14.5%	14.5%	20%

### 2 令和7年地域役員の役員別参画状況

	区長	副区長	会計	協議員等	公民館長	計	地区別内訳				
							田中	滋野	祢津	和	北御牧
男性(人)	64	63	57	409	62	655	101	101	141	152	160
女性(人)	3	3	10	92	3	111	21	14	12	33	31
計(人)	67	66	67	501	65	766	122	115	153	185	191
女性の参画率	4.5%	4.5%	14.9%	18.4%	4.6%	14.5%	17.2%	12.2%	7.8%	17.8%	16.2%
(参考) 令和6年	1.5%	4.5%	10.0%	21.6%	4.6%	16.3%	18.0%	10.1%	9.9%	20.9%	20.1%
(参考) 令和5年	0.0%	4.5%	10.4%	19.5%	7.7%	15.0%	16.9%	8.5%	10.2%	19.8%	17.7%

### 3 問い合わせ

人権同和政策課 男女共同参画係（東部人権啓発センター内） TEL：64-5902

# (3)-才

## 令和7年度区長期事業計画の内示状況について

### 1 区長期事業計画

区長期計画とは、各区が市民生活の向上に資する社会的生活基盤を整備するために要望する、道路、水路、交通安全施設、防犯灯設置、区民広場等の整備に関する事業計画書です。

### 2 令和7年度内示の状況（令和6年度申請に基づく実施内示）※令和6年度実施済み分含む

団体及び地区数	申請件数 (件)	内示（単位：件、千円）				
		件数	総事業費	区負担	市負担	市負担額のうち国・県等の支出を伴うもの
67 区 (区横断も含む)	643	158	159,360	8,763	150,597	6,500

※市が実施する市道修繕や側溝改修は事業費に含まれません。

＜内示の事業内訳＞

工事区分	対象事業	申請事業数	内示件数	総事業費(千円)	市負担(千円)
土木工事	市道等の整備 (拡幅、舗装、歩道、側溝、道路設備、危険防止対策 等)	267	55	90,341	90,341
	交通安全対策 (カーブミラー、歩道橋、信号機、標識、横断歩道、ガードレール、通学路等)	144	22	2,118	2,118
	排水路・河川等の整備（雨水対策含む）	81	8	30,158	30,158
	都市公園の整備	4	3	190	190
	農業用施設整備（用排水路・ため池・頭首工・畑かん）	19	7	1,640	1,066
	農道の舗装工事等	8	3	2,345	1,524
その他	公民館（新設・増改築・修繕・耐震 等） 一般コミュニティ助成事業を含む	43	12	14,808	9,832
	区民広場整備、文化財の保護 等	10	2	417	167
	防犯灯整備	31	36	3,264	1,122
	ゴミステーション整備	4	0	—	—
	消防施設整備	17	4	6,269	6,269
	その他	15	6	7,810	7,810
計		643	158	159,360	150,597

### 3 問い合わせ

地域づくり支援課（中央公民館2階） 電話：75-5506

## (3)-力

### 市から区等へ依頼している各種業務の負担軽減について

#### 1 負担軽減検討の経過

令和5年の自治推進委員会において、「区長及び役員の高齢化や加入世帯の減少等により、市から依頼される業務等について負担感が増しているため、市として負担軽減について検討してほしい」との要望をいただきました。

令和7年においても、令和6年に頂きましたアンケート結果を基に継続して負担軽減を検討してまいりました。

令和7年9月 令和6年度の検討結果を基に関係各課で再検討を実施

10月 庁内検討会議の開催

11月 自治推進委員会で報告

#### 2 負担軽減検討項目（詳細はP21～23）

検討項目総数 31項目

内 検討の結果従来からの変更があった委員・業務等 13項目

継続して検討していく委員・業務等 18項目

#### 3 検討結果

前年度より継続して負担軽減に対する検討して参りましたが、時代や区の運営等の実情に合わせて、継続した取り組みを協議してまいります。

#### 4 問い合わせ

地域づくり支援課（中央公民館2階） 電話：75-5506

## 令和7年度 東御市が検討した区等の負担軽減に関する一覧表

R7.11.4 庁議資料 【企画振興部 地域づくり支援課】

検討の結果従来からの変更があった委員・業務等			令和6年度			令和7年度					
No.	担当課	委員・業務等の名称	役割・目的	検討結果	検討内容	施行年月	検討の方向性			今後の対応について	施行年月※予定
							任期改善	定数縮小	活動内容・会議数縮小	その他	
1	地域づくり支援課	自治推進委員	■地域と市の協働のまちづくりを推進するための、市と住民の連絡及び協調、市が依頼する業務の連絡調整などを行っていただきます。	その他	令和6年度負担軽減に関する行政連絡会議を実施し区等の負担軽減に関する検討会を実施しました。	R7.1～			○		関係各課からそれぞれに依頼される委員等の選出依頼について地域づくり支援課でとりまとめご依頼するなど、 <u>負担軽減に向けて、継続的な検討</u> を図ります。
2		公民館活動推進員	■地域における公民館関連事業を奨励、援助することを目的に、公民館活動に関する助言等を行っていただきます。	定数縮小	各地区の公民館活動等の実情に応じた人数とします。このため、今後各地区分館長会や地域づくり協議会等において、必要な人數を審議いただきたいと考えています。	R8.4～			○		令和8年度が推進員の改選期となりますので、地区および区の公民館活動が円滑に進められるよう <u>実情に応じた推進員の選出</u> をお願いします。
3		青少年補導委員	■青少年の健全育成のため街頭啓発活動等や会議、研修などを行っていただきます。	その他	人数及び業務内容の見直しを行う方向で今年度検討を行い、令和7年9月までに結論を出します（補導委員の任期は2年で令和8年3月まであるため、見直しは令和7年度に行い、令和8年度から実施する。） 現在、委員の選出は各地区区長会からの推薦で行われていますが、委員の推薦方法について別の方法でできないか検討します。	R8.4～			○		R8年度からの補導委員の選出については、 <u>区長会長へ推薦依頼ではなく、原則、現補導委員からの推薦とすること</u> とします。 活動の縮小見直しは随時検討していきます。
4	生活環境課	防犯指導員	■区域内の住民と連携を密にし、かつ市担当者、警察等関係機関と連携しながら次の活動を行い、地域住民の身近なところで発生する犯罪や事故の未然防止に努めていただきます。	活動等の縮小その他	年2回（8月・12月）の防犯診断及び防犯パトロール等の防犯活動を実施について縮小を検討し、負担軽減を図ります。 年4回の提出書類（活動計画書、防犯診断等実施報告書（8月・12月）、活動報告書）について、縮小を検討し、負担軽減を図ります。	R7.4～		○	○		防犯診断及び防犯パトロール等の防犯活動については現状のとおりお願いします。 また、 <u>防犯診断を年2回→1回（年末）に縮小</u> を検討します。
5		交通指導員・補導員	■交通安全機関及び団体との連携のもと、街頭における交通指導、啓発活動その他市民の交通安全の確保に関する活動を行い、交通安全思想の高揚及び交通秩序の確立に努めていただきます。	定数縮小その他	指導員・補導員の統合を行い一本化を図ります。また、委員の定数を縮小し、選出を各地区単位とすることで負担軽減を図ります。	R8.4～		○	○		補導員を廃止し、男女問わず指導員一本化とします。 <u>選出は当番地区から2名選出</u> をお願いします。なお留任されている場合は、その区から1名選出していただきます。
6		環境保全監視員	■環境保全のため、地区内をパトロールしていたとき、環境汚染箇所の調査や防止、市への報告などを行っていただきます。	現状維持	R6年度から各地区から1名程度の選出に変更し見直しを行っています。 委員数：R5年度まで14名 ⇒ R6年度から8名 条例に基づく業務であるため引き続きご協力をお願いします。					○	各地区から1名程度選出をお願いします。
7	福祉課	地域福祉計画推進委員	■社会福祉法に基づく地域福祉計画における計画に対する取組や進捗状況について検討していただきます。	廃止	令和6年度より要綱改正をし、地域福祉計画策定委員と統合することにより廃止します。	R6.4～				○	令和6年度に廃止いたしました。
8		生活支援協議会委員	■多様な団体間の情報共有と連携強化の推進を目的とし、地域の課題についての問題提起や課題に対する取り組みなどについて協議していただきます。	廃止	高齢者の地域包括ケアに係る本会議の位置づけ・役割等を整理し、本会議を含む別要綱を定め、会議の出席者については協議内容に応じて必要と認めた者を招集して開催することとしたため要綱も廃止いたしました。	R6.7～				○	令和6年度に廃止いたしました。
9	健康推進課	健康づくり推進委員	■「自らの健康は自らつくる」意識の高揚と、区内及び地区内において健康増進の推進者として学習会や研修会への参加・開催、保健事業参加等の活動を行っていただきます。	定数縮小その他	現在、年3回行っている会議数を年2回に縮小します。 現在、309名に委嘱している委嘱人数については、今後検討します（各区1名に委嘱する等）。また、区における健康づくり活動が実施できる人数については、区の実情により検討していただきたいと考えています。	R7.4～				○	令和7年度より各区1名の区代表推進員を選出いただいている。 令和7年度区代表健康づくり推進員66名を選任しました。 全体研修会を3回から2回に減らし、学習の機会としています。
10	農林課	緑化木配布	■公共施設等における環境緑化等を推進するため、緑の募金を原資とした希望苗木の取りまとめ、植栽を行っていただきます。	その他	区長への文書による取りまとめ依頼を廃止し、市報による事業周知を行うことで、事業実施しない区の取りまとめ負担の軽減を図ります。	R6.10～				○	11月広報により緑化木配布を周知し、希望のあった区に対して配布を行います。
11		緑の募金	■森づくりや緑に関する活動を行うため、区民への周知及び募金の取りまとめを実施していただきます。（区長及び支区長）	その他	区長と支区長への配布物の依頼及び募金の回収、提出を廃止し、公共施設に募金箱を設置し、募金を実施したいと考えています。	R7.4～				○	引き続き、 <u>公共施設に募金箱を設置</u> し、募金の実施を行います。
12	建設課	河川モニター	■一級河川のうち、地域住民生活に関連する区域において、河川を巡視し、河川管理施設等の状況を上田建設事務所に報告していただきます。	その他	市HPを通じて県の河川モニター募集情報の周知を行うことを念頭に、次年度以降、区を通じての河川モニターの推薦依頼は実施しません。	R7.4～				○	令和7年1月より区への推薦依頼は実施しておりません。
13	選舉管理委員会	投票管理者等選挙立会人の選出	■投票所の事務執行を監視し、選挙の公正を確保していただきます。	その他	令和6年10月の選挙から投票立会人の交代制を導入しました。 なお今後、投票管理者、投票立会人の公募、委託等を検討してまいります。	R6.10～				○	投票管理者の公募、委託については、引き続き検討してまいります。 なお、 <u>投票管理者等の負担軽減の一環として、令和7年9月以降の選挙について、当日投票所の終了時間の一時間繰上げを実施します。</u>

## 継続して検討していく委員・業務等

No.	担当課	委員・業務等の名称	役割・目的	検討結果	検討内容	施行年月	令和6年度					令和7年度					施行年月※予定
							令和7年度検討の方向性					今後の対応について					
							縮小		任期改善	定数縮小	活動内容・会議数縮小	その他	廃止	現状維持			
1	総務課	消防防災班	■消防防災班を編制し、年間活動計画に基づく防災活動の取り組み及び災害時には状況に応じ自主的な活動にも取り組んでいただきます。	現状維持	消防防災班は、日頃から地域で防災活動に取り組み、災害が発生したときに「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に組織されていることから、今後も維持する必要があります。								○	消防防災班は、日頃から地域で防災活動に取り組み、災害が発生したときに「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に組織されていることから、今後も維持する必要があります。			
2	企画振興課	国統計調査に従事する統計調査員の推薦	■国や県からの依頼に基づき、各地域において統計調査員を推薦していただきます。	現状維持	国や地方自治体が各種行政施策を行う上で、大変重要な資料となる「国勢調査」や「農林業センサス」等の統計調査は、全国一律に実施され、周辺自治体はもとより、全国の自治体では調査員の選出を自治会に依頼している状況です。 そのため、市では登録統計調査員も確保しておりますが、区長には地元の状況に詳しい調査員の選出をお願いするものですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。								○	市から区長様あてに統計調査員の推薦をご依頼する際、期間を2か月以上確保してほしいとのご要望をいたしましたため、令和7年国勢調査員の推薦依頼では、そのご要望に沿って対応いたしました。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。			
3		市報等の配布文書	■市民の皆様へ必要な情報を効率的に伝達するため、毎月1日頃に市報等の配布を行っていただきます。	現状維持	「区等の負担軽減に関するアンケート結果」におきまして、「市報等の配布文書」は7割以上の方が必要性を感じていることから、現状維持とさせていただきます。ただし、負担軽減については研究してまいります。								○	引き続き、市報の配布についてご協力をお願いします。市報以外の配布物については、必要性について真に検討を行うよう、所管課に呼びかけをしてまいります。（全戸配布ではなく回覧で済むものは回覧にする等）			
4	地域づくり支援課	区長期計画の取りまとめ	■各区が計画・要望する事業の中で市の財政措置を必要とする事業を把握するため事業計画の取りまとめを行っていただきます。	その他	区によっては、例年数十件の要望を提出していただいているが、予算、緊急性等の観点から、各区に対し各課から内示を出せるのは1~2件の内示が例年の中であることから、区からの提出数を制限するなど区に対しての依頼の方法や取りまとめ方を見直すことにより区の事務量軽減を図ります。								○	各区の現状や状況を考慮し取りまとめおり、それぞれで要望量も異なることから現状維持とします。			
5		花いっぱい運動花苗の取りまとめ	■区民交流に寄与し、景観をより良くするため、希望する区には花苗を植えていただきます。	その他	業者と令和7年度配布分における区の負担軽減に向けた見直しを行っています。 農林課の緑化木配布事業との違いを明確に発信し、又は統合することで負担が増えないよう努めます。 11月の自治推進委員会において区長へ取りまとめの案内する際に、強制ではなく希望区への配布であることを周知します。	R6.11~					○			配布については、花苗を希望する区のみへの配布とさせていただきます。今後希望する区等を鑑み事業の縮小もしくは廃止についても検討を図ってまいります。			
6		分館長	■各分館独自の事業運営や市で開催する研修会等の参加や連絡調整などを行っていただきます。	現状維持	分館長は、分館交流スポーツ大会や区民交流など、公民館事業を行う上で重要な役割となります。このため、分館長の選出につきましては引き続きご協力をお願いします。								○	各地区における分館交流スポーツ大会や、区民の交流、公民館活動を実施するうえで重要な役割となるため、分館長の選出は引き続きご協力をお願いします。			
7	生活環境課	まちをきれいにする月間	■市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力のもとに、自然環境及び生活環境をよくし、住みよい郷土の実現することを目的としています。	現状維持	環境をよくする条例では、「市民は市が行う環境保全に関する施策に積極的に協力するとともに、環境保全に自ら努めなければならない」と規定されています。区内、自宅周りを清潔に保つことは自ら或いは地域において行っていただくことをお願いします。 なお、区内清掃日等は各区毎での調整をお願いします。								○	環境をよくする条例では、「市民は市が行う環境保全に関する施策に積極的に協力するとともに、環境保全に自ら努めなければならない」と規定されています。区内、自宅周りを清潔に保つことは自ら或いは地域において行っていただくことをお願いします。 なお、区内清掃日等は各区毎での調整をお願いします。			
8		環境推進委員 (ゴミステーション・ストックヤードの設置・維持管理等)	■ごみ・資源物が適切に排出され、円滑に収集運搬されるよう、各種活動を行っていただきます。	現状維持	各区で管理いただいているごみステーション・ストックヤードの維持管理や違反ごみがあった場合などの対応を、各区に専門の委員を配置いただくことにより円滑に行うことができます。また行政との連携窓口にもなっていますので引き続き、ご協力をお願いします。								○	各区で管理いただいているごみステーション・ストックヤードの維持管理や違反ごみがあった場合などの対応を、各区に専門の委員を配置いただくことにより円滑に行うことができます。また行政との連携窓口にもなっていますので引き続き、ご協力をお願いします。			
9	福祉課	地域福祉計画推進・策定委員	■社会福祉法に基づく、地域福祉計画の策定において、地域の取組や方針についてその実情に合わせた計画を策定するため必要となり、策定後はその取組状況について検討を行っていただきます。	現状維持	計画策定の上で、地域の実情を協議し計画に反映する必要がありますので引き続きご協力をお願いします。なお、地域福祉推進委員と統合することにより区等における役員選出数は縮小されます。								○	地域福祉の推進にあたり、地域の実状を反映させる必要があるため、引き続きご協力をお願いするところですが、区等の役員選出数を縮小できるように委員の構成を引き続き検討いたします。			
10		民生児童委員	■地域福祉推進のために担当地域世帯の状況把握及び福祉サービス等の情報提供、行政機関との連携業務を行っていただきます。	現状維持	厚生労働大臣委嘱された職務で、「児童委員」を兼ねており、常に住民の立場に立って相談に応じ社会福祉の増進に努めています。また、委員数の縮小を図ると一人当たりの業務量が増えてしまい負担がかかるかもしれませんため委員数を含め現状を維持とします。								○	厚生労働大臣から委嘱される職務であり、委員数の縮小を図ると一人当たりの業務量が増え負担大きくなってしまうため、現状維持とさせていただきますが、民生児童委員のなり手不足が解消されるよう、活動内容の見直しに取り組んでまいります。			
11		個別避難計画地域支援者選出	■地域防災体制における、災害発生時の避難行動が特に困難とされる方への安否確認等避難支援を行います。	現状維持	法律に基づく地域支援の対応となり、災害発生時に必要とされるため現状維持とします。 また、地域支援者については、災害発生時の際にご協力をいただくため年間での行事や会議等はありません。								○	毎年4月の区長会において計画の更新と新規の計画策定者に係る地域支援者の選出を依頼しておりますが、区が作成する支えあい台帳と統合できるよう検討し、負担軽減につなげたいと考えております。			
12	健康推進課	健康づくり推進協議会	■市民の健康づくりに関する事項を調査審議していただきます。	現状維持	地域と健康づくりを推進するにあたり、地域全体の動きと合わせて活動を推進していただき、選出につきましては引き続きご協力をお願いします。								○	健康づくり宣言にある「自らの健康は自らつくる」を共通認識とした、健康づくりを推進するために、地域との連携が重要なため引き続き委員の推薦をお願いします。			
13	農業委員会	農業委員、農地利用最適化推進委員	■農地法に基づく、農地の権利移動、農地転用の審査、違反転用等の指導、また、担い手農家の農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等のための現場活動を行っていただきます。	現状維持	近年、農業関連の法律等の改正により、農業委員、農地利用最適化推進委員が実施すべき職務がかなり国から求められています。そのような中で、一人一人の業務量をこれ以上増やすわけにはいかないため、委員定数等の縮小は考えることができない状況です。								○	農業委員、農地利用最適化推進委員が実施すべき職務は、法が改正する度に増加傾向であります。そのため、一人一人の業務量を考えるとこれ以上減らすことはできないため現状維持としますが、ITの推進等により、業務の効率化を図ります。			

## 継続して検討していく委員・業務等

No.	担当課	委員・業務等の名称	役割・目的	令和6年度			令和7年度						施行年月 ※予定	
				検討結果	検討内容	施行年月	令和7年度検討の方向性				今後の対応について			
							任期改善	定数縮小	活動内容・会議数縮小	その他	廃止	現状維持		
14	商工観光課	雷電まつり踊り連取りまとめ	■区としての踊り連参加有無の報告をしていただき、踊り連へ参加される場合は取りまとめをお願いします。	現状維持	雷電まつりの参加申し込みは、大勢の市民の皆様が参加していただきたく、区長の皆様へ通知を送らせていただいております。参加については区ごとのご都合に合わせておりますので多くの区や団体が参加できる体制を整え継続してまいります。						○	2025年度に踊りに参加した全37連のうち、23連が区から参加いただき、多くの市民がふれあいを深めることができました。踊り連の参加は自由意志によるものですが、今後も地域の一体感を育む大切な役割として、引き続きご協力をお願いします。		
15	教育課	学校便りの配布	■「地域に開かれた学校づくり」のため、学校の様子を周知していただきます。	現状維持	地域住民の方が情報を知る唯一の機会となっているため、引き続きご協力をお願いします。						○	地域住民の方が学校の情報を知る唯一の機会となっているため、引き続きご協力をお願いします。配布方法や依頼の頻度については、なるべく負担軽減が図れるよう研究してまいります。		
16	東御市 社会福祉 協議会	東御市社会福祉協議会支部長	■区の福祉課題を把握し、地域と協働して、社会福祉協議会の事業推進を担っていただきます。	現状維持	社会福祉協議会の推進する小地域（区）の助け合い支え合いの福祉活動を進めるうえで、区の代表である区長の皆さんや民生児童委員、福祉運営委員等の理解と協力が必要とされるため、引き続きご協力をお願いします。						○	社会福祉協議会の推進する小地域（区）の助け合い支え合いの福祉活動を進めるうえで、区の代表である区長の皆さんや民生児童委員、福祉運営委員等の理解と協力が必要とされるため、引き続きご協力をお願いいたします。なお、会費の集め方等については、地域のご要望をお伺いしながら、改善や検討をしてまいります。		
17		福祉運営委員長 (福祉運営委員会)	■福祉運営委員は、地域の「アンテナ役」として、ご近所の「ちょっと気になる」、「ほっとけない」といった情報を民生委員さんや区長さんにつないだり、社協や関係機関と連携を図ります。また、地域の状況に応じて、多世代交流やいきいきサロンなどの地域福祉活動を行っていただきます。	現状維持	社会福祉協議会の推進する小地域（区）の助け合い・支え合いの福祉活動を進めるうえで、区長さんや民生委員さんに併せて福祉運営委員の皆さんの協力が必要とされており、引き続きご協力をお願いいたします。						○	社会福祉協議会では、円滑な福祉運営委員活動の推進に向けて、職員が地域に出向き相談や協力をさせていただきます。また、いきいきサロン等の地域福祉活動の助成や支援、出前講座、レクリエーション用具の貸し出しなども行っています。これらの対応や地域のご要望を伺いながら区の負担軽減について検討をしてまいります。		
18		長野県共同募金会 東御市共同募金委員会 (赤い羽根共同募金)	■共同募金は、地域のための募金として約75%が東御市の福祉活動に配分されます。特に戸別募金は、地域の皆さまのご協力により実施するもので、周知・啓発を含め、大切な役割を担っています。	現状維持	共同募金は、地域に根差した募金として役員の皆さまのご協力により周知・募金活動が実施てきております。今年度からは、ご意見の多かった「募金封筒への氏名・金額の記入欄の廃止」を検討しております。今後も地域の皆さまとお話し合いをさせていただきながら、地域に寄り添った形での募金運動を検討してまいります。						○	昨年度は、区からご意見の多かった「募金封筒への氏名・金額の記入欄の廃止」を行いました。今後も地域の皆さまとお話し合いをさせていただきながら、地域に寄り添った形での募金運動を検討してまいります。		